

資料 1 - 2

第 1 回大阪府環境審議会野生生物部会

男里川河口鳥獣保護区の指定について

(説明用資料)

平成 17 年 3 月 23 日

大 阪 府

男里川河口鳥獣保護区の指定

平成17年3月23日(水)

大阪府環境農林水産部緑整備室

目 次(1)

1. 鳥獣保護区について

(1) 鳥獣保護区とは(P5)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

(2) 指定の考え方(P6)

鳥獣保護事業計画、保護に関する指針

(3) 指定の状況(P9)

15地区、10, 596ha

(4) 指定の効果(P10)

目 次(2)

2. 男里川河口鳥獣保護区の指定について

(1) 男里川とは(P12)

泉南市と阪南市の市境

(2) 指定の概要(P14)

名称、区域、存続期間等

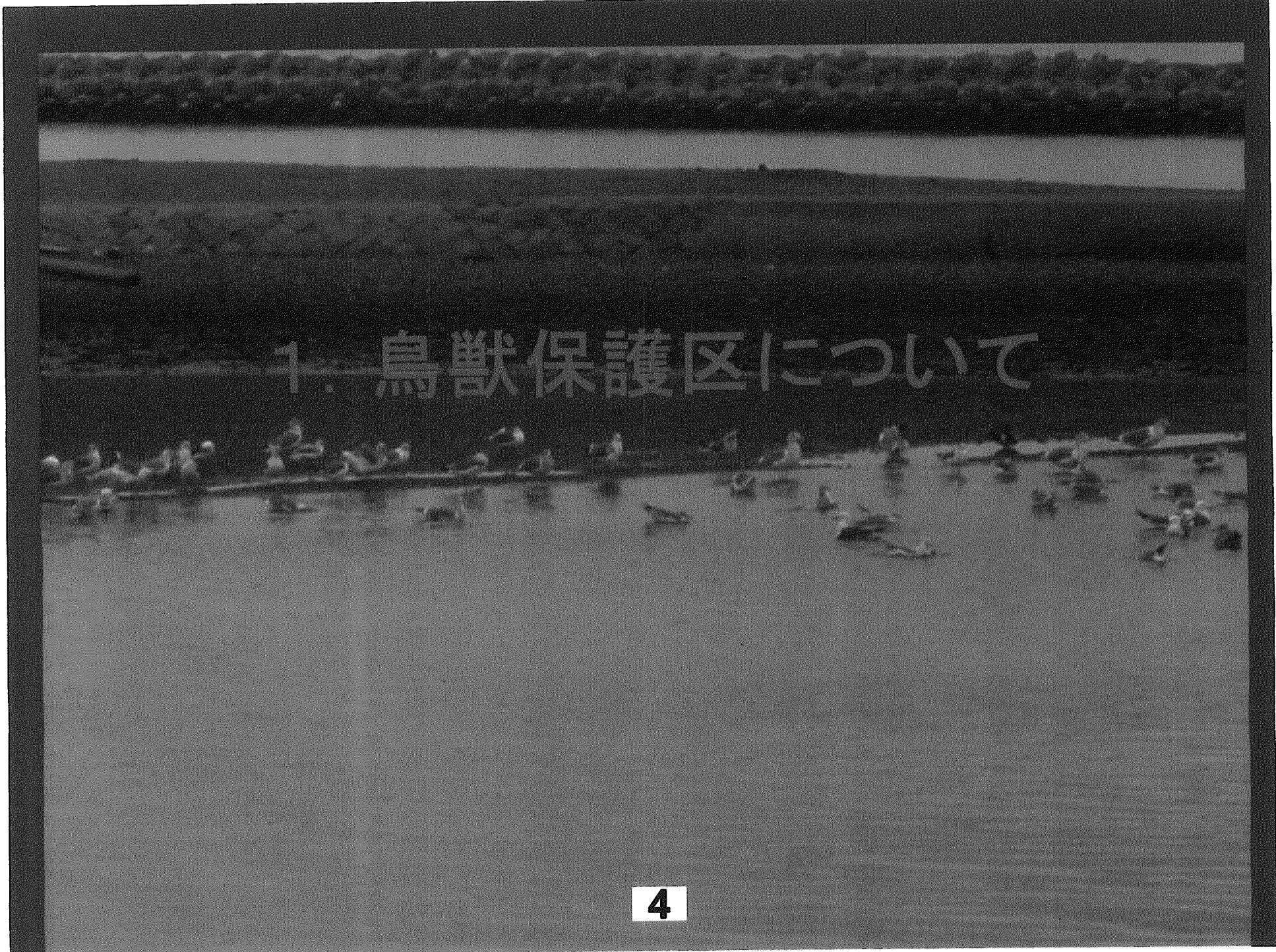
(3) 指定の目的(P19)

大阪湾唯一の自然干潟、渡り鳥の集団渡来地

(4) 男里川河口で観察される野鳥等(P20)

渡り鳥、天然記念物、稀少種

(5) 指定と野鳥保護(P28)



1. 鳥獣保護区について

1. (1) 鳥獣保護区とは

『鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律』
第28条

- 鳥獣の保護を目的に、都道府県知事等が鳥獣の生息状況等を勘案して指定する区域。
- 存続期間は、20年を限度。
- 鳥獣保護区内では、銃による狩猟はもとより、わなや縄による獵もできない。

1. (2) 指定の考え方

- 『鳥獣保護事業計画』(鳥獣保護法第4条)
第9次計画で、平成17年度に男里川を新規指定
- 『保護に関する指針』(鳥獣保護法第28条)
指定の目的、地域の概況、鳥獣の生息状況
- 地元の了解
- 審議会の意見聴取(鳥獣保護法第28条、第4条)

※鳥獣保護事業計画について (その1 環境省と大阪府)

[環境省]

- 『基本指針』(鳥獣保護法第3条)

[大阪府]

- 『第9次鳥獣保護事業計画書』

- ・平成14年4月1日から平成19年3月31日までの5年間
- ・鳥獣保護法

第4条(鳥獣保護事業計画)

『基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画を定めるものとする。』

※鳥獣保護事業計画について (その2 9次計画の指定方針)

○指定に関する中長期的な方針

■野生鳥獣を保護し、生態系の多様性を確保する上で重要な拠点を、市町村や関係者の合意形成を図りながら新規指定並びに指定の更新に努める。

○指定区分ごとの方針

■森林鳥獣生息地

野生鳥獣の保護、府民の鳥獣観察、鳥獣保護思想の普及啓発拠点

■集団渡来地

カモ類・シギ類・チドリ類の集団渡来地、
多様な野生動植物の生息地(淀川、男里川)

1. (3) 指定の状況

○大阪府内の鳥獣保護区

- 現在15地区、10,596ha
- H16.4.1に『淀川鳥獣保護区(約2,500ha)』設定
- H17.11.1に『守山川河口鳥獣保護区(約25ha)』
設定予定

○鳥獣保護区特別保護地区

- 箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区
[約70ha、H14.11.1～H24.10.31]

○休猟区

- 該当なし

1. (4) 指定の効果

○狩猟鳥獣の捕獲の禁止

- ・鳥獣保護区の指定の有無にかかわらず、野生鳥獣の捕獲は禁止されている。
- ・鳥獣保護区に指定されると、狩猟により鳥獣を捕獲する場合、銃猟はもとより、わな、縄による狩猟もできなくなる。

○土地所有者等の受忍義務

鳥獣の成育や繁殖に必要な営巣、給水、給餌等の施設の設置を受忍する義務を負う。

2. 男里川河口鳥獣保護区の指定

2. (1) 男里川とは

- 位置 泉南市と阪南市の市境
- 延長約2.5km、流域面積約58.66平方kmの二級河川
- 陸地部に住宅地と工場、河口の真北約6kmの海上に閑空の空港島。
- 現在、男里川河口銃猟禁止区域に指定。
泉南市北部・泉南・阪南の各銃猟禁止区域、大阪湾銃猟禁止区域と接する。

男里川



2. (2) 指定の概要

○名称 「男里川河口鳥獣保護区」

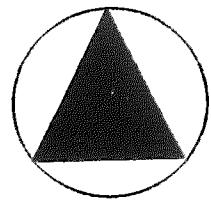
○区域

府道堺阪南線の男里川橋から下流の河口部まで
を左右岸堤防で囲む河川域と、河口部から離岸堤
を結ぶ線で囲む海域。(次頁の図参照)

○面積 約25ha

○期間 平成17年11月1日～平成27年10月31日

N



男里川河口鳥獣保護区

離岸堤東端

泉南市

阪南市

府道堺阪南線
男里川橋

男里川河口鳥獸保護区



河口北西部



河口北東部

男里川河口鳥獣保護区



河口の干潟の様子



河口尻の干潟の様子

男里川河口鳥獣保護区



男里川の様子

2. (3) 指定の目的

○大阪湾唯一の自然干潟

干潟生物の貴重な観察の場

○渡り鳥の集団渡来地

年間約150種、重要な移動経路

○湾岸部や水辺環境の保護

2. (4) 男里川河口で観察される野鳥等

□ 海岸生物 ハクセンシオマネキ、ウミニナ等

□ 渡り鳥 春・秋 サルハマシギ、コチドリ等

冬 ヒドリガモ、コガモ等200羽

(ガン・カモ調査)

□ 稀少鳥獣

コクガン(天然記念物)

カラフトアオアシシギ、クロツラヘラサギ等

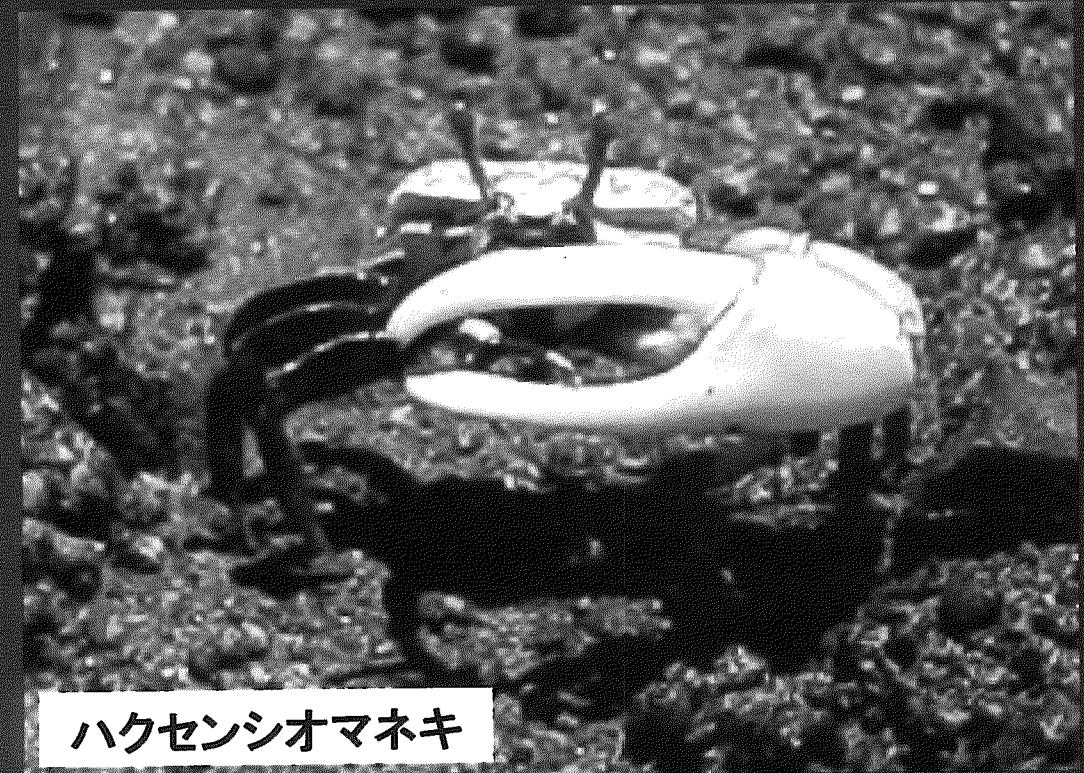
(環境省レッドリスト)

オオタカ、クイナ等

(大阪府レッドデータブック:RDB)

男里川河口で
観察される生物

海岸生物



ハクセンシオマネキ



トビハゼ(絶滅危惧Ⅰ類)



ヤマトオサガニ



ウミニナ



チゴガニ

男里川河口で
観察される野鳥

春秋に渡来する渡り鳥



サルハマシギ(準危惧)



コチドリ(絶滅危惧Ⅱ類)



トウネン(準危惧)

男里川河口で
観察される野鳥

冬に渡来する渡り鳥

ヒドリガモ



ハシビロガモ



ツクシガモ(準危惧)

男里川河口で
観察される野鳥

天然記念物



コクガン

男里川河口で
観察される野鳥

環境省レッドリスト掲載種



カラフトアオアシシギ(絶滅危惧 IA類)



クロツラヘラサギ(絶滅危惧 IA類)



ツクシガモ(IB類)



ヘラシギ(IB類)



セイタカシギ(IB類)

男里川河口で
観察される野鳥

大阪府RDB掲載種



男里川河口で
観察される野鳥

その他の野鳥



ケリ(要注目)



ハヤブサ(要注目)



カンムリカイツブリ(要注目)



ミサゴ(要注目)

2. (5) 指定と野鳥保護

○保護管理について

- ・生息状況調査 ガン・カモ調査
- ・密猟の取締り
- ・鳥獣保護区の標識
- ・地域との連携